

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

鳥取県知事 片 山 善 博

目 次

- ◇訓 令 鳥取県職務育成品種規程の一部を改正する訓令 (農産園芸課)
- ◇告 示 土地改良区の役員の就退任 (農村整備課)
- 土地改良区の定款の変更の認可 ()
- 国土調査の成果の認証 ()
- ◇選管告示 選挙管理委員会の招集
- ◇教委規則 技能教育施設の指定の申請手続等を定める規則 (高等学校課)
- ◇調達公告 公募型指名競争入札の実施 (管理課)

訓 令

鳥取県訓令第五号

鳥取県職務育成品種規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十一年十月二十二日

鳥取県職務育成品種規程の一部を改正する訓令
鳥取県職務育成品種規程 (平成八年六月鳥取県訓令第七号) の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「昭和二十二年法律第百十五号」を「平成十年法律第八十三号」に、「第一条の二第四項」を「第二条第二項」に改め、同条第二号中「第七条第一項」を「第三条第一項」に改め、同条第三号中「第十条第一項」を「第三条第一項」に改め、同条第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、第八号を削る。

第四条中「育成者」を「育成をした職員」に改める。
第五条第三項中「育成者」を「職務育成品種の育成をした職員」に改める。

第六条中「育成者」を「職員」に改める。

第七条の見出しを「(名義の変更等)」に改め、同条第一項中「育成者」を「職員」に、「品種登録を受けた」を「品種登録の出願をし、若しくは育成者権を取得した」に、「品種登録者」を「職員」に、「品種登録者の名義を県に変更する」を「品種登録出願の出願者の名義を県に変更し、又は育成者権を県に移転する」に改め、同条第三項中「品種登録者は」を「職員は」に、「品種登録者名義変更承諾書(様式第三号)を知事に提出するとともに、品種登録者の名義の変更」を「品種登録出願の出願者の名義変更又は育成者権の移転」に改める。

第八条第一項中「育成者」を「当該職務育成品種の育成をした職員」に、「品種登録者の名義の県への変更」を「品種登録出願の出願者の名義の県への変更又は育成者権の県への移転」に改め、同条第二項中「品種登録者」を「育成者権者」に、「第十二条の五第二項第一号に規定する許諾(以下「許諾」という。)を行ったとき、及び許諾」を「第二十五条第一項の規定に基づく専用利用権の設定又は法第二十六条第一項の規定に基づく通常利用権の許諾(以下「利用権設定等」という。)」に、「育成者」を「当該職

務育成品種の育成をした職員」に改める。
第九条の見出し及び同条第一項中「育成者」を「職員」に改め、同項各号を次のように改める。

- 一 品種登録の出願をしたとき。
- 二 品種登録出願の出願者の名義変更をしたとき。
- 三 第三者を継承人としたとき。
- 四 品種登録出願が拒絶されたとき。
- 五 品種登録を受けたとき。
- 六 育成者権を移転したとき。
- 七 品種登録が取り消されたとき。
- 八 利用権設定等をしたとき（利用権設定等の期間を更新し、又はその内容を変更した場合を含む。）。

第九条第二項及び第十条第一項中「育成者」を「職員」に改める。

第十一条中「品種登録者の名義を県に変更し」を「育成者権を県に移転し」に、「許諾」を「利用権設定等」に、「育成者」を「育成をした職員」に改める。

様式第一号中「㊦」を削り、「育成者」を「育成をした職員」に、「(昭和53年農林水産省令第17号)第5条第2項」を「(平成10年農林水産省令第83号)第7条第1項」に改める。

様式第二号中「職務育成品種規程」を「鳥取県職務育成品種規程」に改め、「育成者」を削る。

様式第三号を削る。

附 則

この訓令は、平成十一年十月二十二日から施行する。

告 示

鳥取県告示第六百七十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり大谷溜地土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十一年十月二十二日

鳥取県知事 片 山 善 博

退任した役員の氏名及び住所

- 理事 亀山 登 西伯郡大山町野田二五八
- 〃 岡田 正義 西伯郡大山町中高三四七
- 〃 金田 惠實 西伯郡大山町長田一四五
- 〃 来海 定一 西伯郡大山町莊田九二
- 〃 高虫 栄 西伯郡大山町莊田六四〇
- 〃 深田 光章 西伯郡大山町妻木六八一
- 〃 富田 貢 西伯郡大山町妻木四八二
- 〃 本田 皖己 西伯郡大山町富岡四
- 〃 種田 紀秋 西伯郡大山町安原一四四
- 〃 諸遊 壤司 西伯郡大山町安原一二六
- 〃 谷野 豊 西伯郡大山町平田七三
- 〃 石原 貞次 西伯郡大山町保田一〇
- 〃 古川 正志 西伯郡淀江町大字今津三三二一
- 〃 王島 正昭 西伯郡淀江町大字今津三七九一三

〃 松田 治生 西伯郡淀江町大字淀江九五二一
 〃 橋井 俊 西伯郡淀江町大字淀江六九〇一五
 平成十一年五月二十一日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 坂田 奉明 西伯郡大山町中高四二二
 〃 大江 清司 西伯郡大山町野田四〇
 〃 金田 恵實 西伯郡大山町長田一四五
 〃 来海 定一 西伯郡大山町庄田九二
 〃 高虫 栄 西伯郡大山町庄田六四〇
 〃 深田 光章 西伯郡大山町妻木六八一
 〃 鳥橋 幸人 西伯郡大山町妻木五七七
 〃 勝部 晃 西伯郡大山町富岡二四
 〃 種田 紀秋 西伯郡大山町安原一四四
 〃 諸遊 壤司 西伯郡大山町安原一二六
 〃 石原 貞次 西伯郡大山町保田一三
 〃 谷野 豊 西伯郡大山町平田七三
 〃 古川 正志 西伯郡淀江町大字今津三三二
 〃 王島 正昭 西伯郡淀江町大字今津三七九一三
 〃 小島 保 西伯郡淀江町大字淀江九六八一
 〃 橋井 俊 西伯郡淀江町大字淀江六九〇一五一一
 平成十一年五月二十二日就任 任期四年

鳥取県告示第六百七十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、東鴨土地改良区の定款の変更を平成十一年十月十五日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

平成十一年十月二十二日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第六百七十九号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規程に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第四項の規程により告示する。

平成十一年十月二十二日

鳥取県知事 片 山 善 博

調査を行つた者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
郡 家 町	平成七年度から平成十年度まで	郡家町（大字西御門の一部）の地籍図及び地籍簿	八頭郡郡家町大字西御門の一部	平成十一年十月二十二日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第九十三号

平成十一年第十二回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成十一年十月二十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

- 一 日時 平成十一年十月二十六日(火)午後二時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁選挙管理委員室
- 三 議題 平成十一年度明るい選挙推進月間について

教育委員会規則

技能教育施設の指定の申請手続等を定める規則をここに公布する。

平成十一年十月二十二日

鳥取県教育委員会委員長 岡 田 端

鳥取県教育委員会規則第十号

技能教育施設の指定の申請手続等を定める規則

(趣旨)

第一条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第四十五条の二第一項の規定による指定については、学校教育法施行令(昭和二十八年政令第三百四十号。以下「政令」という。)及び技能教育施設の指定等に関する規則(昭和三十七年文部省令第八号。以下「省令」という。)に定めるものは、この規則の定めるところによる。

(技能教育施設の指定の申請)

第二条 政令第三十二条の規定による申請は、様式第一号の申請書を提出してしなければならない。

(内容変更の届出)

第三条 省令第三条第一項第六号の教育委員会が定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 技能教育を担当する者の数

二 技能教育を受けることのできる者の資格

三 施設及び設備の状況

2 省令第三条第二項の届出書は、様式第二号のとおりとする。

(連携措置に係る科目の指定の申請)

第四条 省令第六条第二項の規定による申請は、指定を受けようとする同条第一項に規定する連携措置に係る科目の教育を開始しようとする日の三月前までに、様式第三号の申請書を提出しなければならない。

(技能教育施設の指定等の公示)

第五条 省令第四条及び第六条第一項の規定による公示は、鳥取県公報に掲載して行うものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

技 能 教 育 施 設 指 定 申 請 書

鳥取県教育委員会 様

技能教育のための施設の指定を受けたいので、学校教育法施行令第32条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

年 月 日

住 所
申請者
氏 名 印
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

技能教育のための施設の名称									
技能教育のための施設の所在地									
技能教育を受けることのできる者の資格									
		定 員	申請時の 実員	エ 技能教育のための 施設において教育 を行う者の総数				人	
ア 技能教育のための 施設において教育 を受ける者の総数		人	人						
イ アのうち、申請に 係る技能教育を受 ける者の総数		人	人	オ エのうち、申請に 係る技能教育を担 当する者の数				人 (うち、専任者の数 人)	
ウ イのうち、連携措 置の対象とする者 の総数		人	人	カ オのうち、実習を 担当する者の数				人	
技能 教育の 種類	修業 年限	科目の名称	年間の指導時間数					同時に技能教育を受ける者の数	
			1年	2年	3年	4年	計	最小学級 の生徒定 員	同時に当該科目の授業を 受ける生徒の総定員の最 大数
	年		時間	時間	時間	時間	時間	人	人
		計							

技能教育のための施設の状況					
施設の名称	数 量	構 造	面 積	専用・共用	備 考
			m ²		
計					
技能教育のための施設の設備の状況					
設 備 の 名 称	数 量	専 用 ・ 共 用		備 考	

備考

- 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 2 「技能教育を受けることのできる者の資格」欄には、当該施設において連携措置の対象とする者の資格を、具体的に記入すること。
- 3 アの欄には、申請に係る技能教育を受ける者の数を含めて、当該施設における生徒の総数を記入すること。
- 4 イ及びウの欄には、申請に係る技能教育を受ける者の実人数を記入すること。
- 5 ア、イ及びウの欄には、当該施設において二部制授業等を行っている場合には、各部等の定員及び申請時の実員の内訳が判明するように記入すること。

添付書類

- 1 建物の配置図及び平面図
- 2 施設の運営方法を記載した書類
- 3 使用する主な教材の名称を記載した書類
- 4 技能教育を担当する者の氏名、担当科目、担当時間数及び履歴（担当科目に関する高等学校教諭の資格その他の資格及び実地の経験年数を含む。）を記載した書類

様式第2号 (第3条関係)

技 能 教 育 施 設 内 容 変 更 届

鳥取県教育委員会 様

技能教育のための施設の内容を次のとおり変更したいので、学校教育法施行令第34条の規定により、届け出ます。

年 月 日

住 所

届出者

氏 名

印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

変更事項	変 更 前	変 更 後

備考 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第3号 (第4条関係)

連 携 科 目 指 定 申 請 書

鳥取県教育委員会 様

連携措置に係る科目の指定を受けたいので、技能教育施設の指定の申請等に関する規則第6条第2項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

年 月 日

住 所
申請者
氏 名 ㊟
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

技能教育のための施設の名称										
技能教育のための施設の所在地										
技能教育の種類	修業年限	指定申請科目の名称	年間の指導時間数					技能教育を担当する者の数	同時に技能教育を受ける者の数	
			1年	2年	3年	4年	計		最小学級の生徒定員	同時に当該科目の授業を受ける生徒の総定員の最大数
	年		時間	時間	時間	時間	時間	人	人	人
	年									
	年									
	年									

備考 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

添付書類

- 1 使用する主な教材の名称を記載した書類
- 2 指定申請科目の教育を担当する者の氏名、担当時間数及び履歴（当該科目に関する高等学校教諭の資格その他の資格及び実地の経験年数を含む。）を記載した書類
- 3 指定申請科目の内容の概要を記載した書類
- 4 学校教育法第45条の2第1項の規定による技能教育施設における学習を高等学校の教科の一部の履修とみなす措置をとろうとする高等学校の名称及び所在地並びに課程及び学科の名称を記載した書類並びに教育課程を記載した書類

調 達 公 告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成11年10月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

(1) 工 事 名 一般国道482号橋りょう整備工事(地域戦略プラン)(用瀬橋上部工

1工区)

(2) 工事場所 八頭郡用瀬町大字用瀬及び大字別府

(3) 工事内容

本件工事は、一般国道482号の橋りょう上部工(L=90.2m、W=11.25m)を製作し、架設する工事である。

(4) 工事の詳細

橋りょう上部工製作及び架設

設計荷重：B活荷重

上部工型式：ボストレンション方式PC4径間連結中空床版橋

橋 長：L=90.2m(全体 120.4m)

支 間 長：29.1m+29.2m+29.2m

幅 員：全体W=11.25m

(内訳 車道=3.0m×2、歩道=3.5m)

平面線形：直線橋 斜角86.0°

架設工法：架設橋架設工法

(5) 工期 平成11年11月から平成12年3月20日まで

(6) 予定価格 271,481,700円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 技術資料等の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類(以下「技術資料等」という。)の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

(1) 共同企業体に関する条件

ア 本件工事は、特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)による共同施工とする。

イ 共同企業体は、県外に本店を有する者1名と県内に本店を有する者1名による自主結成によるものとする。

ウ 各構成員の出資比率は、30%以上とする。

エ 代表者は、その出資比率が異なる場合は出資比率の大きい者とし、出資比率が同じ場合はどちらでもよいものとする。

オ 各構成員は、本件入札において他の共同企業体の構成員となることができない。

(2) 共同企業体の構成員共通の資格

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第6項に規定する特定建設業(土木一式工事)の許可を受けていること。

ウ 平成10年7月鳥取県告示第492号(建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について)に基づく入札参加資格(以下「入札参加資格」という。)のうち、一般土木工事に係るものを有すること。

エ 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査(審査基準日が平成9年10月1日から平成10年9月30日までの間にあるものに限る。以下同じ。)の結果における土木一式工事の総合評点が60点以上であること。

オ 平成11年10月22日(金)から同年11月1日(月)までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

<p>カ 平成11年4月1日(木)からおって通知する本件入札の日までの間のいずれの日においても、会社更生法(昭和27年法律第172号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者(入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。)でないこと。</p> <p>キ 本件工事の現地での架設期間については、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。</p> <p>ク 主任技術者にあつては、建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条の3に規定する土木施工管理(1級又は2級)の検定の合格証明書の交付を受けている者であること。</p> <p>ク(イ) 監理技術者にあつては、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。</p> <p>ク(3) 共同企業体の代表者の資格</p> <p>ケ 入札参加資格のうち、プレキャスト・コンクリート工事に係るものを有すること。</p> <p>コ 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査の結果におけるプレキャスト・コンクリート工事の総合評点が1,150点以上の者であること。</p> <p>カ 平成2年度以降に、PC橋(道路橋に限る。)上部工の精製作から架設までの一連の工事(以下「同種工事」という。)を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20%以上のものに限る。</p> <p>キ(2)のキにより配置する主任技術者又は監理技術者は、平成2年度以降に同種工事を施工監理した実績を有する者であること。</p> <p>ク 技術資料等の作成及び提出</p> <p>ク(1) 技術資料作成要領の交付</p> <p>ケ 交付期間及び時間</p> <p>平成11年10月22日(金)から同年11月1日(月)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで</p>	<p>イ 交付場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係(鳥取県庁本庁舎5階)</p> <p>(2) 技術資料等の提出 本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成された技術資料等を次により提出するものとする。</p> <p>ア 提出期間及び時間並びに提出場所 (1)に同じ。</p> <p>イ 提出方法 持参すること。</p> <p>(3) 技術資料等の審査 提出された技術資料等を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 関連情報を入力するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係(電話番号0857-26-7347)とする。</p> <p>(2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであつて、技術資料等の提出があつても指名されずとは限らない。</p> <p>(3) 技術資料等その他提出された書類は、返却しない。</p> <p>(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。</p> <p>(5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。</p> <p>(6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもつて入札をした他の者のうち最低の価格をもつて入札をした者を落札者とするところがある。</p>
---	---